

博士（学術）の基準等に関する申合せ

1. この申合せは、岩手大学大学院連合農学研究科の学位論文審査等に関する細則第15条第3項の規定に基づき、「学術」を付記する場合の基準等に関し、必要な事項を定めるものとする。
2. 博士（学術）の学位を授与する場合は、次の条件を満たすものとする。

なお、自専攻の「専攻別特論」を履修し単位を取得していることが望ましく、その他、単位の取得は条件としないが、選択科目の「東北農学セミナー」に関連するセミナーや講演に参加していることが望ましい。

 - (1) 学位論文の研究題目および内容が、農学分野の枠に収まらない研究と認められること。
（例えば、学位論文の主要な部分を構成する論文の投稿先が、農学の枠を超えた学協会
の学術誌である場合等）
 - (2) 全国の連合農学研究科の構成大学間で共同開催している選択必修科目の「農学特別講義（英語）」及び「農学特別講義（日本語）」から1単位を履修し単位を取得していること。
 - (3) 選択科目の中から他専攻の「専攻別特論」を1単位以上履修し単位を取得していること。
 - (4) 「研究者倫理」の講習を受講していること。
 - (5) 年1回（中間発表実施年度を除く）、進捗状況報告会を実施し、最終年次は中間発表会を実施していること。
 - (6) 該当学生を筆頭とする1編以上の投稿論文があること。
 - (7) 必修科目8単位及び選択科目から選択必修1単位を含め4単位以上履修し、計12単位以上の単位を取得するとともに、学位論文を提出し最終試験に合格すること。
3. 博士（学術）の決定プロセスは次のとおりとする。
 - (1) 該当学生は、入学時に主指導教員に研究テーマを提出する。
 - (2) 3名の指導教員は、1年次の学位論文研究進捗状況報告会（以下、進捗状況報告会という。）で該当学生の研究内容を確認し、博士（学術）の授与にふさわしいか協議する。
 - (3) 主指導教員は、該当学生の学位取得に向けて、博士（学術）に相応しい履修指導を行い、3指導教員は、研究指導を行う。
 - (4) 2年次以降年1回（中間発表実施年度を除く）、進捗状況報告会を実施し、3名の指導教員は博士（学術）相当の研究であることを確認し、主指導教員は、その確認結果を研究科長に報告する。
 - (5) 最終年次は中間発表会を実施し、3名の指導教員は博士（学術）相当の研究であることを確認し、主指導教員は、その確認結果を研究科長に報告する。
 - (6) 代議員会は、博士（学術）相当の研究であることを審査する。
 - (7) 該当学生は、博士（学術）の学位論文を申請する。
 - (8) 代議員会は、博士（学術）の学位論文申請受理について審査し、可決した場合は学位審査委員会を設置する。
 - (9) 学位審査委員会は、学位論文公開審査会及び最終試験を実施し、その結果を研究科長へ報告する。
 - (10) 学位審査委員会の主査は、研究科教授会に審査結果を報告し、研究科教授会は、投票により学位授与を決定する。

附 則

この申合せは、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この申合せは、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この申合せは、令和3年5月28日から施行する。